

# 富山県道路公社定款

昭和46年 3月29日認可  
昭和61年 7月 1日変更認可  
昭和61年 7月 7日変更認可  
昭和61年 7月21日変更認可  
昭和62年 6月 1日変更認可  
昭和62年 6月22日変更認可  
平成2年11月 1日変更認可  
平成2年11月15日変更認可  
平成3年 8月 9日変更認可  
平成4年 9月10日変更認可  
平成5年10月12日変更認可  
平成6年 8月26日変更認可  
平成7年 3月17日変更認可  
平成7年 6月 8日変更認可  
平成8年 1月 8日変更認可  
平成9年12月24日変更認可  
平成10年 3月30日変更認可  
平成10年 9月 7日変更認可  
平成11年 6月18日変更認可  
平成12年 6月22日変更認可  
平成13年 1月 9日変更  
平成14年 4月16日変更認可  
平成17年12月16日変更認可

## 目 次

第1章	総則(第1条～第5条)
第2章	役員等(第6条～第14条)
第3章	業務(第15条～第16条)
第4章	道路整備に関する基本計画(第17条)
第5章	財務及び会計(第18条～第24条)
第6章	雑則(第25条)
附 則	

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この道路公社は、富山県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この道路公社は、富山県道路公社と称する。

(設立団体)

第 3 条 この道路公社の設立団体は、富山県とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この道路公社は、主たる事務所を富山市に置く。

(公告の方法)

第 5 条 この道路公社の公告は、富山県報に掲載して行う。

## 第 2 章 役 員 等

(役 員)

第 6 条 この道路公社に、役員として、理事長 1 名、理事 4 名以内及び監事 2 名以内を置く。

2 前項に掲げる役員のほか、副理事長 1 名を置くことができる。

(役員の仕事及び権限)

第 7 条 理事長は、この道路公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、この道路公社を代表し、理事長を補佐してその業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、この道路公社の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、国土交通省北陸地方整備局長又は富山県知事に意見を提出することができる。この場合において、国土交通省北陸地方整備局長に意見を提出したときは、遅滞なく、その内容を富山県知事に報告しなければならない。

(役員の仕事)

第 8 条 理事長及び監事は、富山県知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が富山県知事の認可を受けて任命する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は、4 年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事の禁止)

第 10 条 理事長、副理事長又は理事は監事を、監事は理事長、副理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員の仕事)

第 11 条 この道路公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の仕事の禁止)

第 12 条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(運営審議会)

第13条 この道路公社に、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、この道路公社の業務に関する重要事項を審議し、必要に応じて理事長に意見を述べることができる。
- 3 運営審議会は、委員20名以内で組織する。
- 4 委員は、この道路公社の運営に関し学識経験を有する者のうちから、富山県知事の同意を得て、理事長が任命する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、運営審議会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(顧問)

第14条 この道路公社に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この道路公社の運営の基本方針に関する事項について、意見を述べることができる。

### 第3章 業 務

(業務の範囲)

第15条 この道路公社は、第1条の目的を達成するため、次の各項に掲げる業務を行う。

- (1) 富山県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、道路法（昭和27年法律第180号）第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
  - (2) 国、地方公共団体、中日本高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき、前号の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第3条に規定する道路をいう。以下第6号において同じ。）の管理を行い又は委託に基づき土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号。以下「施行令」という。）第3条で定めるものを行うこと。
  - (3) 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
  - (4) 第1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
  - (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
  - (6) 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 2 この道路公社は、前項の業務のほか、富山県知事の認可を受けて次の業務を行う。
- (1) 前項第1号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設を建設し、及び管理すること。
  - (2) 委託に基づき、前号の業務を行うこと。
  - (3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第16条 この道路公社の業務の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

#### 第4章 道路の整備に関する基本計画

第17条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路 線 名	管 理 の 区 間
富山県道富山立山公園線	富山県中新川郡立山町芦峯寺桂台付近から 富山県中新川郡立山町芦峯寺美女平付近まで 富山県中新川郡立山町芦峯寺追分付近から 富山県中新川郡立山町芦峯寺室堂付近まで
一般国道470号	富山県高岡市池田から 富山県小矢部市水島まで

#### 第5章 財産及び会計

(基本財産の額)

第18条 この道路公社の基本財産の額は、574,500万円とし、富山県が出資する。

(事業年度)

第19条 この道路公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第20条 この道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、富山県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第21条 この道路公社は、毎年事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第22条 この道路公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、前事業年度の決算完結後2月以内に、監事の監査を経て富山県知事に提出しなければならない。

2 この道路公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、地方道路公社法施行規則（昭和45年建設省令第21号）第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第23条 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として

整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 この道路公社は、地方道路公社法第31条第1号から第3号に定める方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

## 第6章 雑 則

(運営に関する細則)

第25条 この道路公社の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、この道路公社の成立の日から施行する。  
(最初の役員の任期)
- 2 この道路公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ任命権者が定める。  
(最初の事業年度)
- 3 この道路公社の最初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、この道路公社の設立の日から昭和47年3月31日までとする。  
(最初の事業年度の予算等)
- 4 この道路公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、この道路公社の設立後遅滞なく、富山県知事の承認を受けなければならない。

### 附 則

この定款は、昭和61年7月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、昭和61年7月7日から施行する。

### 附 則

この定款は、昭和61年7月21日から施行する。

### 附 則

この定款は、昭和62年6月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、昭和62年6月22日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成2年11月1日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成2年11月15日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成3年8月9日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成4年9月10日から施行する。

### 附 則

この定款は、平成5年10月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年8月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年6月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年1月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成9年12月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年9月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年6月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年4月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年12月16日から施行する。